

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 特定施設の構造等変更許可申請 ○ 指定居宅介護支援の事業の廃止 ○ 保安林の解除予定 〃 〃 ○ 海岸保全区域の指定 ○ 漁港区域に接する海岸保全区域の管理 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 岡山県医療審議会からの答申 ○ 公共測量の実施 ○ 落札者等の決定
		担当課（室）	環境管理課 長寿社会課 治山課 〃 〃 水産課 〃 道路整備課 〃 医療推進課 監理課 都市計画課
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第五百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 天野実業株式会社

住 所 広島県福山市道三町9-10

氏 名 代表取締役社長 兼光 宏美

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 天野実業株式会社岡山工場第1プラント

所在地 浅口郡里庄町里見4215

平成27年11月17日 岡山県公報 第11737号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		4－ニ 野菜又は果実を原料と する保存食料品製造業 の用に供する湯煮施設 (No. 35)		同左		4－ニ 野菜又は果実を原料と する保存食料品製造業 の用に供する湯煮施設 (No. 36)		同左	
能 力		310 L／回		同左		310 L／回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		着手後直ちに		－		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		完成後直ちに		－		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～17時 8時間		連続24時間		9～17時 8時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	2	4	12	21	2	4	12	21
	p H	5～8	5～8	同左		5～8	5～8	同左	
	B O D (mg／ℓ)	3,150	4,500			3,150	4,500		
	C O D (mg／ℓ)	1,260	2,000			1,260	2,000		
	S S (mg／ℓ)	100	150			100	150		
	油 分 (mg／ℓ)	80	150			80	150		
	T－N (mg／ℓ)	1,000	1,500			1,000	1,500		
	T－P (mg／ℓ)	100	150			100	150		
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－			－	－		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年11月17日 岡山県公報 第11737号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		4-ニ 野菜又は果実を原料と する保存食料品製造業 の用に供する湯煮施設 (No. 37)		同左		4-ロ 野菜又は果実を原料と する保存食料品製造業 の用に供する洗浄施設 (No. 38)		同左	
	能 力	2,000 L／回		同左		7 台／時		同左	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	－		着手後直ちに		－		着手後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	－		完成後直ちに		－		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～17時 8 時間		連続24時間		9～17時 8 時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4	7	12	21	4	6	6	9
	p H	5～8	5～8	同左		5～8	5～8	同左	
	B O D (mg／ℓ)	3,150	4,500			870	990		
	C O D (mg／ℓ)	1,260	2,000			350	450		
	S S (mg／ℓ)	100	150			75	150		
	油 分 (mg／ℓ)	80	150			35	60		
	T－N (mg／ℓ)	1,000	1,500			180	260		
	T－P (mg／ℓ)	100	150			39	43		
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－			－	－		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年11月17日 岡山県公報 第11737号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		4-ニ 野菜又は果実を原料と する保存食料品製造業 の用に供する湯煮施設 (No. 42)		同左		4-ニ 野菜又は果実を原料と する保存食料品製造業 の用に供する湯煮施設 (No. 43)		同左	
	能 力	1,000 L／回		同左		1,000 L／回		同左	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	－		着手後直ちに		－		着手後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	－		完成後直ちに		－		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		9～17時 8時間		連続24時間		9～17時 8時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	2	4	6	12	2	4	6	12
	p H	5～8	5～8	同左		5～8	5～8	同左	
	B O D (mg／ℓ)	3,150	4,500			3,150	4,500		
	C O D (mg／ℓ)	1,260	2,000			1,260	2,000		
	S S (mg／ℓ)	100	150			100	150		
	油 分 (mg／ℓ)	80	150			80	150		
	T－N (mg／ℓ)	1,000	1,500			1,000	1,500		
	T－P (mg／ℓ)	100	150			100	150		
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－			－	－		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年11月17日 岡山県公報 第11737号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		N o . 1				同左			
種 類		西原式酵母処理				同左			
構 造		鉄筋コンクリート				同左			
主 要 寸 法		W40, 125mm×L18, 100mm×H6, 500mm				同左			
能 力		543m ³ /日				579m ³ /日			
処 理 の 方 法		活性汚泥法＋膜分離活性汚泥法				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				着手後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	345	433	372	483	383	500	410	550
	p H	5～8	5～8	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/ℓ)	2,268	3,186	19.8	29.1				
	C O D (mg/ℓ)	977	1,378	52.2	65.3				
	S S (mg/ℓ)	147	247	31.4	50.0				
	油 分 (mg/ℓ)	46	94	6.2	9.1				
	T－N (mg/ℓ)	542	863	30.5	40.0				
	T－P (mg/ℓ)	75	107	5.7	8.4				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	－	3,000以下	3,000以下	無数	無数	3,000以下	3,000以下

平成27年11月17日 岡山県公報 第11737号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	292	383	330	450
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
BOD (mg/ℓ)	19.8	29.1		
COD (mg/ℓ)	52.2	65.3		
SS (mg/ℓ)	31.4	50.0		
油分 (mg/ℓ)	6.2	9.1		
T-N (mg/ℓ)	30.5	40.0		
T-P (mg/ℓ)	5.7	8.4		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年11月17日から同年12月8日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

◎岡山県告示第五百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まごのて村「介護の窓口」

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社M a C o

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六―一

三 廃止年月日

平成二十七年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇三六〇

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市和田四丁目八二〇の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

瀬戸内市邑久町尻海字更谷一四七八の五、一四七八の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

瀬戸内市邑久町尻海字大平五〇九一の一〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第五百五十五号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県農林水産部水産課及び岡山市南区役所農林水産振興課において一般の縦覧に供する。

なお、昭和四十四年岡山県告示第六百六十四号は、廃止する。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事
 伊原木 隆 太

海岸名	区 域
岡山県岡山沿岸 北浦漁港海岸 (延長480m 方位 真北)	基点1から基点16までを順次結んだ線並びに基点1，補助点1－1，16－1及び基点16を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点1 (基点) 岡山県岡山市南区北浦字波止之上2番地の標柱
	基点2 基点1から 128° 58′ の方向へ距離 50.0mの点 基点3 基点2から 39° 58′ の方向へ距離 13.0mの点 基点4 基点3から 128° 28′ の方向へ距離 40.0mの点 基点5 基点4から 31° 58′ の方向へ距離 31.0mの点 基点6 基点5から 109° 58′ の方向へ距離 76.0mの点 基点7 基点6から 114° 28′ の方向へ距離 25.5mの点 基点8 基点7から 179° 43′ の方向へ距離 23.1mの点 基点9 基点8から 89° 21′ の方向へ距離 12.3mの点 基点10 基点9から 359° 43′ の方向へ距離 17.4mの点 基点11 基点10から 114° 28′ の方向へ距離 27.0mの点 基点12 基点11から 115° 58′ の方向へ距離 87.0mの点 基点13 基点12から 64° 58′ の方向へ距離 65.0mの点 基点14 基点13から 2° 58′ の方向へ距離 7.0mの点 基点15 基点14から 328° 58′ の方向へ距離 12.0mの点 基点16 基点15から 234° 58′ の方向へ距離 9.0mの点

	補助点 1－1 基点 1 から	22° 28′ の方向へ距離	30.0m の点
	補助点 16－1 基点 16 から	250° 58′ の方向へ距離	40.0m の点

◎岡山県告示第五百五十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者である岡山市長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は次のとおりとする。なお、昭和四十四年岡山県告示第六百六十六号は、廃止する。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称 岡山県岡山沿岸北浦漁港海岸

二 区域 平成二十七年岡山県告示第五百五十五号（海岸保全区域の指定）で海岸保全区域として指定した岡山県岡山沿岸北浦漁港海岸保全区域のうち北浦漁港に接する区域

◎岡山県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三十三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市川上町三沢字サイ神一二〇五番地 先から	新	八・五〇 五二・〇	六七五・〇	
高梁市川上町三沢字サイ神一二〇五番地 先から	旧	六・五〇 三〇・〇	七〇〇・五	

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三十三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三三三号
三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
高梁市川上町三沢字岩熊三番二地先から 高梁市川上町地頭字浅倉一六二五番一 地先まで		新		九・〇 二八・〇	二三八・〇
高梁市川上町三沢字岩熊三番二地先から 高梁市川上町地頭字浅倉一六二五番一 地		旧		七・五 二五・五	二四二・三

別	新	旧	幅員	延長
高梁市川上町三沢字小原田上へ二六番一 地先から 高梁市川上町三沢字岩熊三番二地先まで			八・〇 二四・〇	三二八・〇
高梁市川上町三沢字小原田上へ二六番一 地先から 高梁市川上町三沢字小原三三番三 地先を経て 高梁市川上町三沢字岩熊三番二地先まで			一二・五 三八・〇	三三五・〇
高梁市川上町三沢字小原田上へ二六番一 地先から 高梁市川上町三沢字岩熊三番二地先まで			八・〇 二四・〇	三二八・〇

先まで

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 虫明長浜線
- 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
瀬戸内市邑久町尻海字花イナ二一四二番 一地从から 瀬戸内市邑久町尻海字花イナ二〇四四番 地先まで	瀬戸内市邑久町尻海字花イナ二一四二番 一地从から 瀬戸内市邑久町尻海字花イナ二〇四四番 地先まで	旧	新	六・三〇 二二・七	三六九・二
				八・〇〇 二二・二	三六九・二
				(メートル)	(メートル)
				員	長

◎岡山県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一般国道					道路の種類
三三三号					路線名
高梁市川上町三沢字サイ神一二〇五番地先から 高梁市川上町三沢字小原田上へ二六番一地先まで					区間
高梁市川上町三沢字小原田上へ二六番一地先から 高梁市川上町三沢字岩熊三番二地先まで					供用開始年月日
高梁市川上町三沢字小原田上へ二六番一地先から 高梁市川上町三沢字岩熊三番二地先まで					平成二十七年十一月十七日
高梁市川上町三沢字岩熊三番二地先から 高梁市川上町地頭字浅倉一六二五番一地先まで					

〔四六一〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十七年九月八日

二 答申を受けた年月日

平成二十七年十一月五日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔四六二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

津山市全域	測 量 区 域
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）	測 量 の 種 類
平成二十七年十一月六日から 平成二十八年三月十五日まで	測 量 期 間

〔四六三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

フィールド電光掲示盤等陸上競技用機器借上げ 一式

二 借入期間

平成二十八年二月一日から平成三十三年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県土木部都市局都市計画課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十七年十月三十日

五 落札者の氏名及び住所

日通商事株式会社

岡山市北区錦町一番一号

六 落札金額

一月当たり一、一九五、五六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八八、五六〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年十月九日